

日本技術士会九州本部熊本県支部

■熊本県支部活動の目的・方針

●地域の課題解決を支援する

高い専門性を有する技術ならびに情報を集めて、地域の環境、国土の保全や産業の振興等に関わる課題について調査研究を行い、関係機関と連携し地域の課題解決を支援し、地域の活性化に貢献する。

●技術士を知ってもらう

産業経済・社会生活の科学技術に関するほぼ全ての分野において、「科学技術に関する高度な知識と先進的な活動から身近な生活にまで関わる応用能力」が認められた技術者及び「豊富な実務経験を有し公益を確保するための技術者倫理を備えている」有能な技術者に与えられる国家資格である「技術士」の存在、活動について知ってもらう活動を行う。

●技術士を育てる

技術系の学生や若い技術者等を対象に、キャリア形成及びキャリア開発の方法として「技術士」をめざし、「技術士」として自分を活かす導きと育成を行う。

●技術士として研鑽を積む

「技術士」としての義務の順守と科学技術の進歩や課題の変化等に対応した資質向上を自発的に行う継続的な自己啓発・学習(CPD)の取り組みを支援する。

■熊本県支部の役員

支部長	兼子健男	支部総括
副支部長	小島義博	関連団体担当
副支部長	山本祐司	業務企画委員会総括
研修委員長	高山祐二郎	研修会総括
広報委員長	勇秀忠	広報総括
情報配信委員長	関本郁夫	情報配信総括
防災委員長	津山輝男	防災委員会総括
研究企画委員長	柳瀬耕次郎	研究企画総括
会計監事	宮津高公	
会計監事	桑原照男	

以上定員10名

■熊本県支部事務局の所在地

〒861-8039 熊本市東区長嶺南 4-12-43

公益社団法人日本技術士会九州本部熊本県支部 兼子健男

TEL : 0 9 6 - 3 8 7 - 1 4 6 7

FAX : 0 9 6 - 3 8 7 - 1 4 6 7

Email : ipej.kumamoto@gmail.com

■熊本県支部の運営方針

第1章 総則

(目的)

第1条 この手引きは、地域組織の設置運営に関する規則第16条第3号の規定にもとづき、熊本県支部の運営についての固有事項について定める。

第2章 基本理念

(運営方針)

第2条 熊本県支部は、会員の倫理の啓発、資質の向上、品位の保持に努め技術士制度の理解と技術士の知名度・地位の向上、技術士の活用促進、会員の増加を図り、地域の発展・活性化に資する活動を行うことを運営方針とする。

第3章 基本運営

(役員)

第3条 支部役員及び委員会を別表1のとおり定める。

(役員会の開催)

第4条 役員会議の開催は、年度当初、12月初旬、年度末を基本とし、必要に応じて開催する。

(役員会の所掌事項)

第5条 役員会は、以下の事項を審議・決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他支部運営に関する事項

(全体会合)

第6条 全体会合として年度当初年次大会を開催する。年次大会においては、前条の決定事項について報告を行うものとする。

(委員会の開催と運営)

第7条 委員会の開催は、委員長が支部長に協議して随時開催することができる。委員会は、委員会の運営について必要な事項について協議する。

(交通費支給範囲)

第8条 以下の各号に対応した会員の交通費について実費相当額を支給する事とする。

- (1) 県支部の代表として出席する外部団体の会議等
- (2) 県支部が主催する役員会議、行事運営要員としての行事参加

第4章 事務局

(所在地)

第9条 支部事務局を熊本市に置く

(事務局経費の支払い)

第10条 事務局経費として通信・光熱経費を支給することができる。

第5章 その他

(本手引きの改廃)

第11条 本手引きの改廃については、熊本県支部役員会において定め、九州本部役員会の承認を得るものとする。

附則

- 1 この運営方針は、平成26年9月19日から施行する。

別表1 熊本県支部役員と所掌事項

役員名	所掌事項	氏名
支部長	支部総括	兼子健男
副支部長(関連団体担当)	関連団体担当	小島義博
副支部長(業務企画委員長)	業務企画委員会総括	山本祐司
事務局長	支部運営連絡・財務管理	兼子健男
研修委員長	研修会総括	高山祐二郎
研究・企画委員長	研究・企画総括	柳瀬耕次郎
防災委員長	防災委員会総括	津山輝男
広報委員長	技術士だより九州の編集協力	勇秀忠
情報配信委員長	情報配信委員会総括	関本郁夫
会計監事		宮津高公
会計監事		桑原照男
		定員 10名